

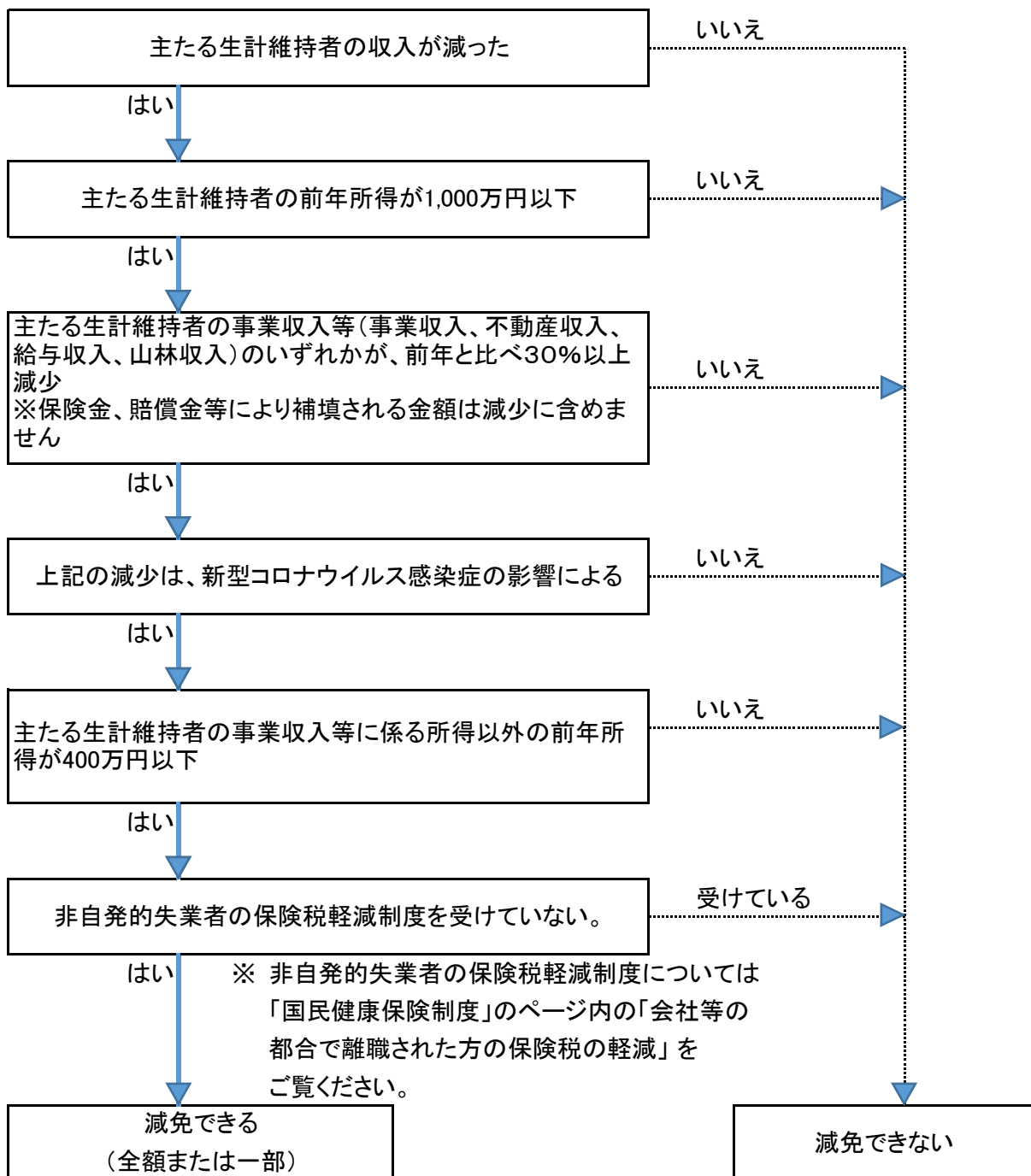
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の要件

1) 死亡又は重篤な傷病

- ① 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡した場合
- ② 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った場合

減免できる
(全額)

2) 収入の減少



※ 簡易的にまとめたものであるため、対象となる保険税額、減免額や計算方法、申請方法についての詳細は、電話でお問い合わせください。